

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

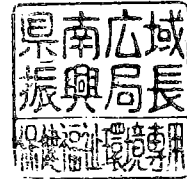
住所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

氏名 ニッコー・ファインメック株式会社

代表取締役 小野寺 真澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 佐々木 隆



許可の年月日 令和 2年 8月 2日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）
- ・廃水銀等
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロ

(以下、裏面記載)

プロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・廃酸を処分するために処理したもの(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリを処分するために処理したもの(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの
有

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃水銀等
- ・廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃油を処分するために処理したもの(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸を処分するために処理したもの(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、

(以下、2枚目記載)

有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・ 廃アルカリを処分するために処理したもの（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

積替えのための保管を行う場合を除いて、排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 2日 当初許可

平成 8年 4月 5日 事業範囲の変更許可

平成 10年 8月 2日 更新許可

平成 10年 10月 14日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥及び燃え殻を追加したこと。）

平成 11年 7月 16日 変更届出書受理

(1) 名称を有限会社日興薬品から変更したこと。

(2) 本店所在地を、岩手県東磐井郡千厩町奥玉字天ヶ森90番地から変更したこと。

平成 13年 2月 7日 変更届出書受理（積替え又は保管を行う場所の面積、積替えのための保管上限を変更したこと。）

平成 13年 3月 8日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（水銀又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(4) 燃え殻、汚泥の積替え・保管を追加したこと。

平成 15年 8月 2日 更新許可

平成 15年 9月 16日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成 15年 12月 9日 変更届出書受理（積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類にばいじんを追加したこと。）

平成 16年 9月 16日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成 18年 12月 13日 事業範囲の変更許可

(以下、裏面記載)



- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
 - (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- 平成19年10月 2日 変更届出書受理
(1) 廃酸の積替え保管施設を一部廃止したこと。
(2) 廃アルカリの積替え保管施設を屋内に変更したこと。
- 平成19年11月27日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成20年 8月 2日 更新許可
- 平成20年 9月 9日 変更届出書受理（特別管理産業廃棄物の種類から汚泥（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。）
- 平成20年 9月25日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成22年 2月10日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成22年 5月11日 変更届出書受理
(1) 特別管産業廃棄物の種類から燃え殻（砒素及びその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(2) 特別管産業廃棄物の種類からばいじん（砒素及びその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
- 平成22年 5月21日 変更届受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成22年 7月20日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）を追加したこと。）
- 平成23年 8月 1日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成25年 4月15日 変更届出書受理（代表者を小野寺司から変更したこと。）
- 平成25年 8月 2日 更新許可（優良認定）
- 平成25年11月27日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成26年 6月 4日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 平成29年10月 4日 事業範囲の変更許可（廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度PCB廃棄物を除く。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度PCB廃棄物を除く。）を追加したこと）
- 平成30年10月22日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）
- 令和 2年 2月28日 変更届出書受理（積替え・保管施設及び積替え施設の概要を変更したこと。）
- 令和 2年 4月30日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に廃水銀等を追加したこと。）
- 令和 2年 8月 2日 更新許可（優良認定）

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白

別表（積替え・保管施設の概要）

(1) 積替え・保管施設 I

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 75 番 6

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃アルカリ	—	5.9	3.0	—	屋内 容器保管

(2) 積替え・保管施設 II

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢 329 番 1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃酸	—	6.97	4.38	5.47	屋内保管 タンク、プラスチック 容器及びトレイ使用
廃アルカリ	—	3.57	2.58	2.88	屋内保管 タンク、プラスチック 容器及びトレイ使用
汚泥	—	4.56	4.4	4.84	屋内保管 フレコンバック及び ドラム缶使用
感染性廃棄物	—	24.3	40.9	5.67	屋内保管 容器使用
廃水銀等	—	0.81	0.045	0.61	屋内保管 鋼製ドラム及びトレ イ使用

※) 産業廃棄物の保管容器の空容器の保管場所と兼用する。

(3) 積替え・保管施設 III

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 34 番, 56 番 2, 62 番, 68 番 1, 86 番 1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃油	—	10.5	4.4	—	屋内 容器保管

※) 産業廃棄物の保管容器の空容器の保管場所と兼用する。

(4) 積替え施設

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢 329 番 1

廃棄物の種類	面積 (m ²)	備考
廃酸 廃アルカリ 汚泥 廃油 感染性廃棄物 廃水銀等	345	屋外

以下余白